

福島県子ども・子育て会議条例

(福島県条例第八十八号 平成二十五年十二月十七日議決)

(平成二十五年十二月二十日公布)

(設置)

第一条 子育て支援、子どもに対する教育及び保育、次世代育成支援その他の子育て支援施策に関する重要事項について調査審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

- 2 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「支援法」という。）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二十五条の合議制の機関は、前項に規定する子育て会議とする。

(所掌事務)

第二条 子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- 二 認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に定める事項を調査審議すること。
- 三 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第一百二十号。以下「次世代育成法」という。）第九条第一項に掲げる事項を調査審議すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 委員は、子育てに関する学識経験を有する者、教育機関の構成員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 子育て会議に、専門の事項を調査させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、委員会及び部会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第八条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに組織された子育て会議の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、子育て会議の会議の議長となる。
- 3 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第一項本文及び第二項から前項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第一項本文及び第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第九条 子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に開かれる子育て会議の会議は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。